

## 第2回室蘭市高砂町1丁目水質基準値超過に係る健康影響評価検討委員会 会議録（要約）

日時：令和4年11月28日（月）14時00分～15時10分

場所：室蘭市役所本庁舎2階大会議室

### 1. 出席委員

森 満 委員長  
高橋 典之 委員  
吉田 英樹 委員

### 2. 欠席委員

池田 敦子 副委員長  
福島 亨 委員

### 3. 出席職員

青山 市長  
小泉 副市長  
佐野 生活環境部長  
北川 環境課長  
塩越 保健福祉部長  
本野 健康推進課長

佐藤 公営企業管理者  
宮川 総務課長  
高橋 料金課長  
竹島 水道施設課長  
高橋 水道施設課長補佐  
末尾 下水道施設課長  
田中 下水道施設課主幹

### 4. 次第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 議題
  - (1) 健康影響調査結果について
  - (2) その他
5. 今後のスケジュール
6. 閉会

### 5. 記録

#### 【開会】

－事務局から資料の不足等について確認－

#### 【市長挨拶】

○青山市長 皆さんこんにちは。室蘭市長の青山であります。本日は大変お忙しい中、室蘭

市高砂町1丁目水質基準値超過に係る健康影響評価検討委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、当委員会の開催にあたりまして、検討委員として皆様方に委嘱をさせていただいたところお引受けいただいたことにつきましても改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、当委員会につきましては、6月に高砂町1丁目25番街区におきまして水質基準を超えるベンゼンと油の臭気が確認された件に関しまして、水道利用者の影響を把握及び評価を行うために10月に設置されたところであります。

第1回の委員会を書面開催により実施いたしました。その中で森満北海道千歳リハビリテーション大学学長が委員長に選出をされ、承諾、了承をいただきました。委員長におかれましては、これまでも本市の公衆衛生に係る事案についてもお力、またお知恵を頂いたところでございます。本件につきましても住民の安心、安全に係る問題であることから大変ご苦勞をお掛けしますがどうかよろしく願いいたします。

この高砂町1丁目25番街区及び周辺街区の給水への対応状況についてお話をさせていただきますが、25番街区については7月8日の配水管ルート切替え後、各家庭から採水をし、水質検査を行った結果、安全性は確認をされておりまして、また、周辺街区につきましても9月27日の水質検査において安全性が確認されたところでありますが、引き続き安全を継続するためにしっかりと管理をまいります。

本日の第2回委員会では、健康影響調査の結果につきまして、医療や公衆衛生等に精通された専門家の皆様方からご議論、ご評価をいただきながら住民への健康の影響について方針を決定し、地域住民の不安解消を早期に図ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。私からは、以上です。

## 【委員紹介】

—事務局から委員の紹介—

## 【委員長挨拶】

○森委員長 本検討委員会の委員長を仰せつかりました北海道千歳リハビリテーション大学学長の森と申します。一言ご挨拶申し上げます。

本検討委員会は、市民の皆様の健康維持、増進にとりまして、非常に重要な委員会であると思っております。その観点から十分な議論を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。検討委員会の開始にあたりまして、私を含め委員の皆様には、くれぐれも個人情報の取扱いにつきまして、ご注意をいただき議論を進めていただきますようよろしく願いいたします。

また、本日の一部に非公開部分がございますので、その際には傍聴席、報道の方を含めまして、恐れ入りますが、一時ご退室をお願いします。そのあと戻っていただくという形式になっております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【議事】

○森委員長 それでは、次第4の議題に入りたいと思います。まず、今回実施した健康影響調査の概要について、事務局より説明をお願いします。

－事務局から資料1に基づき説明－

○森委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○森委員長 それでは報告書暫定版のうち、目的、方法、調査項目については先ほど説明がありましたので、2ページ目から読上げて進めていきたいと思っています。

－森委員長から資料2（3. 結果1－6）まで説明。－

○森委員長 2の症例の検討。慢性骨髄性白血病CMLの症例が1例報告されたので、検討を加えた。この部分につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴の方、恐れ入りますが、一時退室していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

－森委員長による議事進行により、資料4について論議－

(報道関係者入室)

－森委員長から資料2（4. 考察）以降の説明－

○森委員長 本報告書につきまして、ご意見等いただければと思います。

○吉田委員 1点先ほどのリスクの話で言うと発がん性という一般論のリスクの話で、症状的なものががんしかないのですけれども、先ほどご説明いただいた5ページの上のほうで、職場でトルエンに暴露された労働者にとということで、中枢神経症状や末梢神経症状が多かったということなので、先ほどのリスクの高い違う症例と比べると少し軽度というか、一般的に中枢神経症状とか末梢神経症状というかどうか。病院で診たとき

にこういうふうに判断するというとどういう患者さんなのでしょう。

○高橋委員 しびれとか、感覚の麻痺とか。感覚神経のほうが先にやられる可能性があります。異常感覚。それからしびれるとかが出てくると末梢神経の障害というような形で出てくるのではないかと思います。

○吉田委員 それと室蘭市内も工場で働いている方もいらっしゃるので、市立病院などを受診される方も多いと思いますが、例えば職場で勤務医というのがそれぞれの会社で当然あって、私も大学でヒアリングをするのですが、そういう方の症状でしびれるということ、職場環境で化学物質に暴露されたということと線引きというのか、市立病院でご経験はありますか。

○高橋委員 化学物質は経験がないのですが、室蘭地区は溶接が盛んなので溶接工肺、保険点数でいうと鉄肺、これが多いです。私は、肺がんのほうをやっていますので、肺がんの採った組織を調べる際に職歴を聞きます。どのような職業をしていたか、溶接に関する仕事をしてたという人については、もう一度CTを見回すと溶接工肺の小さな粒がずっと出てくるということが結構あります。

病的には、異物として汚いものを吸ったときに防塵マスクをしていれば良いのですが、忙しくてほとんどしないという方が多いのですが、そういう方は鉄染色、ベルリンブルーというので染色すると全部染まってくるのです。鉄の場合は、物の本によると代謝が良くて直ぐとれるという塵肺の種類になるのですが、結構多いです。

○吉田委員 中枢神経とかしびれがあるとかいうのは、脳梗塞とかそっちのほうにいつてしまうので、あまりしびれとか末梢神経の症状で労働環境はとお聞きになることは無い。

○高橋委員 職業柄そういうのは、整形のほうに行ってしまうのでなかなか少ないですけども。例えば神経根が出ているところに何かの炎症が起きているということになると坐骨神経痛みたいな形でしびれるとか、痛みが出てくるということで整形のほうに回ってくる患者さんはいらっしゃいます。

○吉田委員 今、質問させていただいた内容は、今回の居住の方で症状が出たときに、職歴で例えばそういう化学物質が使われている環境で従事されている方と居住の汚染された水道水を摂取した影響と分けるのは難しいのではないかと。最近手がしびれるということヒアリングで言った方にどちらの影響と分離するのが非常に難しいので。ただ、室蘭市内でそういうことを言われる方が少なければそれほど。非常に特殊な例だと、中枢神経とか、末梢神経という私たちも今日は手がしびれるなということとは良くあるので、それ

が汚染された水道水を摂取したせいだと考えるかどうか、個人的なことなのでそういう意味で言うと今回検査を受けられた方も不安に思っていると、こういう症状はそのせいじゃないかと考えて不安を持たれる方は多いのではないかと思うので、ベンゼン由来でどういうものがあるかと広く調べてフォローアップの時にやらなければならないのかなと思いました。

○高橋委員 化学物質でやると例えばベンゼンみたいなもので溶媒に溶けやすい物とかがありますが、溶接工肺とは別であればミストを吸う、硬いもので肺に留まるのですが、ベンゼンなどを吸入して化学物質が溶け込むとなると神経細胞のように、グリア細胞などもありますけれども、そういったところでどういう影響をするかまだ分かっていないというか、ほとんどそういう研究がなされていないので、そういった影響でしびれが出てくるということはないとは言えないでしょう。なので、ベンゼンなどを吸った場合、こういったところに蓄積して影響があるのか、代謝がどうなっているのか知りたいというところ です。そういう影響がないとは言えない、吸った濃度とか影響するでしょうから。難しい問題は、いっぱいあるかなと思います。

○吉田委員 もう1点、ガソリンスタンドの事例、ブラジルのケースだと思いますけれども、おそらく最近の労働環境というか、日本の化学物質の例えばP R T R法とか、かなり化学物質に対する規制は厳しいので、おそらくブラジルとかと比べるとガソリンが気化して漏れて周辺の住民の方が影響を受けるということは、あまり多くないのではないかと。かなり極端な事例なのかなと思いましたので、今回のスタンドのほうは完全に舗装されていて、地中にガスが入っている状態なのですけれども、それがまわりまわって各住宅に行くという経路は考えにくいので、やはり水道水由来でそれを使って経皮、あるいは経口で摂取した(※説明追加)ということなので、スタンドの近くに住んでおられたということで、水道水以外の由来で影響があるというのは私自身は考えにくいなと思います。これは、個人的な意見なのですけれども。科学的にまだ色々分かっていないことがあるので、現地の状況も分かっていないので何とも言えないのですけれども。

※「経皮」とは、汚染された水道水の浴室での利用のように温水利用または室内空気中に有害物質(ベンゼンその他)が気化して、皮膚を通じて有害物質が体内に取り込まれる経路のことであり、「経口」とは汚染された水道水の直接摂取(水道水を直接飲む、調理に水道水を使うこと)あるいは有害物質を含む室内空気を吸引することで、口を通じて有害物質が体内に取り込まれる経路のことである

○森委員長 そうしますと気中の濃度の測定を今のところはないということでしょうか。

○吉田委員 逆にというか、最後に書いていただいているとおりで、先ほどのお話にもあり

ましたように代謝でどのくらい尿中の馬尿酸とフェノールの濃度が推移するかということの話で行くと、どのくらいの濃度で暴露したかということがもし分かれば、私どもが普通にガソリンスタンドで給油しているときに受けるPPBレベルの短時間の摂取の話と常に水道水中に1PPMとか0.1PPMとかという濃度でお風呂とかを入れて浴室の中で吸っていたというのと全然しきい値が違うと思うのです。結局は使っていた水道水の中の汚染のレベルがどのくらいだったか、それがいつから住民の方が使われていたかがポイントになるので、そのことを明らかにするためには土壌中の汚染の状況を、一番近いのは土壌中のガスを測定して濃度を測る。前回の第1回の資料の後ろのほうに載っていたのですが、それで言うと例えば土壌中で1,300PPMという濃度、それは先ほどお話した1PPMで生涯で1,000人に一人ががんになるというレベルに比べると1,000倍ですので、当然生涯で吸うわけではないですが、かなりリスクが高いものが地中にあったので、それが何らかの形で水道管に入ったということが今回の原因ではないかと思うのです。

そういう意味で言うと土壌中のガスを測定するというのは、汚染に関わる場所なのでしっかりやっていただきたいと思っています。それに関連して市のほうで、発生させた排出者のほうからどのくらい原因物質が出ていたのかということの分析というのか、それは汚染の責任者がやるべきことだと思うのですが、今後の汚染原因説明の方針というのか、もし事務局のほうからあればお答えいただきたいのですけれど。

○森委員長 事務局よろしいでしょうか。

○事務局 原因究明というか油の原因ということだと思うのですが、これまでも運営事業者に汚染原因、油分の種類、期間ですとかということをはっきりと明らかにしてほしいということをおっしゃっています。現在、運営事業者も調査を進めている、解析もしていると聞いておりますので、今後も継続して協議しながら明らかにしていただくという方針で進めております。

○吉田委員 ありがとうございます。今回の結果で言うと、傾向は吸引でリスクが高いので、吸引でリスクが高いということになると土壌中のガスがどこかにリークして、考えにくいですが地中の下、舗装面に封じ込められたガスがどこか出口があるとそっちに流れるので、そういう意味で言うと敷地周辺も含めて地中のガスを、おそらくこれは土壌汚染対策法で決められているのですけれども、緊急対策をしなければならぬので、汚染された水をくみ上げて処理するというのは早い段階ですることになるのですけれども、ただ、土壌の中に残っているベンゼンが気化してゆっくり出てくるというのもありうるので、水道経由なので、森委員長がおっしゃったそれ以外の経路でガソリンスタンドに近い人達が影響を受けているという例もあるので、現地の周辺で土壌中のガスが移行するところ

を測定をして、それが周囲に漏れていないかということを確認させていただくということが必要かと思えます。私の意見として申し上げておきます。

- 森委員長 吉田委員からのご提案にあるように土壌汚染、それによる経気暴露がどれくらいあるのかということの指標になるような調査をお願いしたいと思えます。それと結論に書かせていただきましたように、吉田委員からのお話にもありましたようにいつ頃から暴露があったのかということ推定していただければと思えます。それが今のところは数値として出てきていないのでその辺のところを明らかにしていただいて。

そうしますとここにも書かせていただきましたが、居住地を変えている方がいるので、汚染が始まったときにお住まいになっていて、どこかに転出された方がいらっしゃればその方々の情報についてもあるほうが良いのではないかと思うのでその調査もお願いしたいと思えます。先ほども出てきましたように値が高い方がいまして、どのくらいの期間を空けると良いのか分かりませんが、もう一度測定をして変化を見ていただくということが必要ではないかと思っております。ご参加いただけるのであれば3名全員で。

- 吉田委員 そうですね。私がそういう立場になったら自分の健康に対する不安がありますので、一回だけではなくてフォローアップで検査をしていただくというは安心につながると。

もう1点気になるのが44名の方をお願いをして実際に受けていただいたのが33名で、11名の方が検査を受けていないので、万が一その中にフェノールとか馬尿酸濃度の高い方がいらっしゃったら不安なので、11名の方がどういった理由で受けられなかったのか分からないのですが、この結果を見ると何人かの方がかなり影響を受けているという結果が出ているので、そのようなこともお伝えして残りの11名の方にも再度調査の参加を呼びかけるとか。これは事務局のほうにお聞きしたいのですけれど。

- 事務局 受診されていない方が11人いらっしゃるのですけれど、何らかの形で辞退されたということですが、本日の会議の結果というのは受診者には速やかに報告していくつもりですけれど、受診されていない11名にもこの状況についてご説明する必要があると考えておりますし、ご意向をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

- 吉田委員 私自身も検査を受けるときには、気が進まない自分の事実を知りたくないというのがあると思うのですけれど、安心するために受けるのだということです。問題が見つまっているわけではなくて、少し高い心配なレベルもあるので安心していただくために受けるのだということをご本人に一度説明していただいて、もちろん非公開のことで、誰が受けたかということもわからないので、もし何年かたって具合が悪くなったときに今回調査を受けていないと、どうしてかという因果関係が分からなくなってしまう

ので、その点で言っても安心するために11人の方に受けてくださいと。色々な事情はあると思うのですが、安心のために受けてくださいという形で是非ご協力をお願いいたします。

○森委員長 44名の方を対象にしてもう一度調査をしていただきたいと思います。何度も恐縮ですが、いつ頃から汚染があったのかということをはっきりしていただきたい。それから住まわっていて、暴露が始まって以降に転出した方で、44名の方の調査の時でもかまわないと思いますけれども、一緒に今回のような測定、あるいは問診のような調査ができればありがたいと思います。それと健康管理としまして、まずは再度の検査を測定していただくことから始めていただければと思います。それと土壌の汚染の状態を、特に今でも気中に出ている可能性もありますので、それがどうなっているのかという調査もお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○高橋委員 この話が出てきたときに、水道局とは関係ないということはないのでしょうか。なぜベンゼンが漏れるかという。基本的なところでなぜ漏れたのか。ガソリンスタンドというところかなり厳重に消防局なども査察に入りますし、かなり厳しい条件が付くと思うのです。普通に考えるとタンクなど故障があったら駄目ですよ。どういう形で汚染が進行していったのかということが報告書では分からないので、原因が人為的なものか。どういった問題があったのか。この報告書だけではなぜ漏れたのかということが分からないです。

○森委員長 短く簡潔に今分かっていることだけでも事務局から報告いただけますでしょうか。なぜ起こったのかということ。

○事務局 運営者側からは地下のタンクと皆さんがお使いになる給油口の間に配管があって、その配管に異常があって漏れたのではないかと聞いております。それ以外の事、量とかというのはまだ分からない状況です。

○高橋委員 かなり厳しい法律があって、消防局から必ず査察があって、そのチェックというのはどうだったのでしょうか。そういうところは把握していますでしょうか。

○事務局 委員がおっしゃるように定期的に検査は、消防とかに届け出すことになると思うのですが、前回の届け出、3年に1回だと思っておりますけれども、実施をしたと、その前には漏れていなかったという話であります。

○高橋委員 ということは、3年以内ということ考えて良いですね。



○森委員長 もう一度改めて。

○事務局 それも含めてお願いしているところです。

○吉田委員 原因究明ということでお話をいただいたのですけれども、結局何リットル漏れたのかという絶対量が分かれば、例えばこのくらいの量は多少パイプに穴が開いたレベルではないとか、相当大きな穴が開いているとか、構造的にこのくらいのものしか漏れないはずなんだけどという相対的な比較ができるのですけれども、今の土壤汚染対策法の規定では中に残存しているものを全部測るわけではないのです。ですから、本来的には地中に漏れたガソリンが何リットルあったのかというのを明らかにして、それがどのくらい水道管に入ったのかという物質収支というのですけれどもそれができれば一番良いのですけれど。その量が100リットルなのか、1,000リットルなのか、10,000リットルかによって当然ですが、1年で10,000リットル漏れるとか、1日で1リットル漏れるとか数字のオーダーによってどのくらい汚染が起きていた可能性があるのかという類推できるので、本来的には敷地の中でどのくらいガソリンが漏れていたのかという絶対量が測れば良いのですけれども。そうすると中の物を全部掘削して濃度を測らないといけない。それは事実上難しく基本的にはボーリングをして、ある位置の水を採ると、土を採って溶出試験、これは医学でもされると思うのですけれど、サンプルからどのくらいベンゼンが出てくるかという2種類しかしないのです。ただ、プラスして土壤中のガスの量を測っているんで、ある程度どのくらいの量というのをそこから類推をして、何リットル、何十リットル、何千リットルという数字が出れば、この量は構造的に2年では漏れる量ではないということであれば、違う原因を。また日常的にピンホール、これはピンホールというのは配管の中で良く起きることなので、ピンホールレベルで漏れても出るものなのか。多分ピンホールレベルだと普通の検査では難しいのではないかと思います。よほど漏れる量が多くなったら何らかの検査をすれば分かるのでしょうけれど、多分日常的ないわゆるガソリンスタンドでそれが漏れているという前提で検査はされていないと思うので、そこまでは今の検査では見つけられないのかなど。逆に言うと市内のガソリンスタンド全体で漏れていないのかということや今後チェックするというのか、今回の事例が本当にほかに広がっていないのかというチェックは必要ではないかと思えます。一般市民の方も疑念を持たれる方もいらっしゃると思うので、もちろんこういうケースは稀なんですけれども、水道管がガソリンスタンドの近くにあるという構造は全国多いので、高橋委員がおっしゃった原因がどうなのかということと同時にほかの場所でも起きていないかという確認をする必要があるのではないかと思います。

○森委員長 そうしますと暫定版として出させていただいている報告書でございますけれ

ど、私共といたしましては再調査の後のほうが良いのではないかと。少なくとももう一度どこかの時点で検査をしていただいでそれを含めた報告書で暫定版が取れるのではないかと。この時点で暫定版を取って報告書とするよりも良いのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○吉田委員 これは私の個人的な意見なのですけれども、検査を受けられた方に対する報告は当然されると思うのですけれども、私も室蘭市民なので、市民としてはどうなっているのかということが不明な状況で結論を先送りするというのか、どこまで出すかというレベルの話なのですけれども、報道とかが出てから3か月近く経つので、何らかの形で出していただくのが良いのかなと思うのですが、ただこの報告書のレベルでどこをどう出せばという案はないのですけれども、森委員長がおっしゃるように最終的な汚染のレベルとか、もう一度検査をして受けられた方のトレンドというのがどうなるのか見なければならぬのですけれども、分からないですが急性特性は基本的にそのようなレベルではないので、慢性特性、長期間低濃度で摂取したということで直ぐに影響が出るというのは考えにくいと私も思うのです。ただ、何人かの方で濃度が高いという事実と一部の方に特殊な事例があるということなのですけれども、今の時点で直ぐ影響があるという形ではないのだけれども、これから更に原因究明が必要になるので、その時点で詳細版を出す。ただし、この部分だけは分かったというのはどうでしょうか。

○森委員長 良く分かりました。それでは一度市民の皆様にご報告させていただくという方向でよろしいでしょうか。どの部分を報告書に入れるかということにつきましては私に一任をさせていただきますということでよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。報告書として出させていただきます。

○吉田委員 確認なのですが、今回の報告の公開する内容は、この会議が終わった後に森委員長と事務局のほうで原案を作っていただいで、私どもと池田副委員長、福島委員のほうで書面で確認いただくということでよろしいでしょうか。

○森委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、健康影響調査結果通知案というのが資料3として用意されております。事務局から説明をお願いします。

#### －事務局から資料3に基づき説明－

○森委員長 これは、住民の皆様にご不安を抱かせることは私共の意図ではないので、最後に直ちに健康に影響はないものと思われまふという文をつけてもらいました。私のほうか

らお願いをしました。全体でこのような文で住民の皆様に報告してよろしいでしょうか。文としてこうしたほうが良いとかあればご意見をお聞きしたいと思います。

○吉田委員 私のほうから1点、文書の最後に直ちに健康に影響はないということで、ただし、フォローアップをさせていただいて、検査をするという先ほどのお話になるのですが、多分それぞれの個人の方は不安に思われるのではないかと。例えば左側に書かれているように数値が文献の数値と比較すると高いですがというところだけを読むと、やっぱり自分は沢山ガソリンを含んだものを飲んだのかと思われると思うので、個別のレベルで言うと一般論の文書では全く問題ないのですが、やっぱり不安なのでそれについて医学的な知識を持っておられる森委員長とか高橋委員とかのように直接お聞きしたいということがあると思うので、そういう説明の機会を作るといったことは可能でしょうか。

○森委員長 それはそのように指示していただきまして、そのようにさせてもらえればと思います。

○吉田委員 私も難しいのがリスクの話というのは、私も皆さんもがんになるリスクはあるので、それが今回の水道を摂取したことでどのくらい上がるのかということが問題で、私たち基本的には2分の1ががんになるので、影響がないというのがなかなか難しく、影響がないというより言い方としてはリスクが低いということです。ただ、それを住民の方に説明するのがなかなか難しいのですけれど、普通の私共が生涯で2分の1ががんになるけれど、それがこの水道水を摂取したせいで急に上がることはない。そういう意味で言うと私共ががんにならないわけではなくて、その中で非常に低いと。私共が飲んでる水道水も生涯で言うと10万人に一人ががんになるという副産物も含んでいるので、それは当然で私共水道水を使っているのですけれども、リスクの話というのは一般の市民の方に伝わりにくいので、そういう意味で言うと医学的な知識を持っている森委員長のほうから直接お聞きすると安心するのではないのでしょうか。がんになるということとは仕方がないのだけれど、それが今回の水道の摂取のせいで急に上がるということをご説明いただくような機会を、全員というわけではなく疑問を持たれた方にはご説明をお願いしたい。

○森委員長 文章としては。

○吉田委員 直ちに影響がないというのは、リスクが低いという意味で受け取りましたので、このままで。

○森委員長 事務局と相談をしまして、この通知をお渡ししていただくときには、健康の影

響についての説明の場を設けますということでお伝えいただいて、日程を設定していただければと思います。それと直ちに住民の皆さんにご説明に行ってください、不安を取っていただくとおもうように思っております。速やかにご説明いただければと思います。

そうしますと本日の議題はこれで終わりでございますが、そのほかになにかございますでしょうか。ないようでしたら本委員会の議事を終了したいと思います。ありがとうございました。

#### 【今後のスケジュール】

○事務局 森委員長ありがとうございました。

事務局から今後のスケジュールについてご説明したいと思います。

○事務局 それでは、事務局から今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

今回ご議論いただきました健康影響調査検査結果通知につきましては、先ほどお話にありましたとおり、この委員会の終了後速やかに個別報告を行う予定となっておりますので、直ちに実施したいと思っております。

また、今後の委員会につきましてですけれども、時期はまだ未定となっておりますが、ガソリンスタンド及びその周辺における土壌、地下水調査の結果などについての健康影響リスクへの評価などを行っていただきたいと思っておりますので、また改めてよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### 【閉会】

○事務局 以上を持ちまして委員会を終了いたします。本日は、お忙しい中、長時間にわたり会議に参加していただきありがとうございました。